

いよいよスタートです。

心に残る1000年祭

記念事業が開幕!

平成20年は、記念すべき滝上町1000年祭の年です。町主催行事、協賛会主催行事の他、地域住民の皆さんによる協賛行事が開催されます。4月から各種主催・協賛行事がいよいよはじまりました。

1000年を見据えた 森林づくり

「2008年 西紋地区林業・林産業安全大会」開催

4月22日、文化センターにおいて「2008年 西紋地区林業・林産業安全大会」が開催されました。西紋5市町村の林業関係者約380人が参加し、林業作業時における災害防止や生活習慣病の予防についての講演が行われ、参加者は熱心に聴いていました。

安全大会の最後には、真貝真さん(真貝林工勤務)が安全を誓い「1000年を見据えた森林づくりや国産



材の利用拡大、人材育成のため労働環境の改善やゼロ災害に向けて取組みます」と言葉を述べられました。



主催者挨拶する後藤理事長

大きく育て!

「童話村」第24回植樹祭

5月11日、元町溪谷公園周辺において、「童話村」第24回植樹祭が開催されました。

寒さの厳しい朝でしたが、約120人の参加がありました。

滝上町の植樹祭は、昭和60年度の「国際森林年」を契機に森林に対する認識を深めるために始まり、今回で24回目を迎えることとなりました。この植樹祭は、みどりの役割や大切さについて広く理解と認識を深めていただくとともに、みどりあふれる豊かな「童話村」の創造に向けて取り組むものです。

また、今回の植樹祭にかかる苗木・添え木は「ニトリ北海道応援基金」から助成を受けました。

溪谷公園周辺に2メートルほどに成長した、「ヤマモミジ」201本、「エゾヤマザクラ」110本の苗木を植栽しました。

数年後、溪谷公園周辺は、春には桜、秋には紅葉と周辺を美しく彩ることでしょう。

参加いただいた皆さん寒い中での作業大変お疲れ様でした。



早く大きくなるといいね!

▼「滝上町1000年祭」の問い合わせ

役場開発振興室企画係
☎2912111 (内線19・52)

【6月の主な1000年祭事業】

- 6月1日(日) 正午
STVラジオ公開録音・歌謡ショー
ゲスト 八代亜紀・石原絢子
(滝上公園おまつり広場)
- 6月15日(日) 9時〜
第11回町民パークゴルフ大会
(ウッドパークゴルフ場)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月までにすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

● 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

1 年金から差し引かれて納める

原則として、2カ月に一度支給される年金から、2カ月分の保険料が差し引かれます。

2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、役場から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

- ・ 年金の年額が18万円未満の方
- ・ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。)

既に年金から差し引かれて
いる方

☆ これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれて
いない方

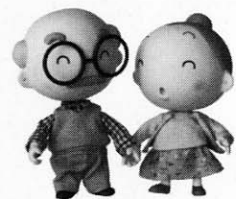
① 年金の年額が18万円未満の方
② 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方
☆ 納付書または口座振替で納めていただきます。

③ 被用者保険※の被保険者(本人)だった方
☆ 10月に支給される年金から差し引きが始まります。
☆ 4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

④ 被用者保険※の被扶養者だった方
☆ 10月に支給される年金から差し引きが始まります。
☆ 4月から9月までの保険料は、かかりません。
注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、役場にお問い合わせください。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降
に加入した方

☆ 年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、役場へお問い合わせください。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。



※ 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

通称が「長寿医療制度」になりました

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。
なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のままで変わりはありません。